

コワーキング&シェアオフィス CocoDe バーチャルオフィス利用規約

株式会社島村膳文堂(以下「運営者」という)がコワーキング&シェアオフィス CocoDe (以下「本施設」)にて会員に対し提供するバーチャルオフィスプランのサービス(以下「本サービス」)に関し、次の通り利用規約(以下「本規約」という)を制定する。

第1条(目的)

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する運営者と会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、会員と運営者との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用される。
2. 利用者(以下「利用者」という)は本規約に同意の上、本サービスを利用するものとする。運営者は自らの裁量に基づきその他規程を変更する権利を有するものとする。

第2条(本規約の優先適用)

本規約と第1条に定めるその他規程に齟齬が生じた場合、その他規程が優先して適用されることとする。

第3条(会員情報の取扱い)

1. 運営者による会員情報の取扱いについては、別途運営者プライバシーポリシー(<https://cocode.space/privacypolicy/>)の定めによるものとし、会員はこのプライバシーポリシーに従って運営者が会員情報を取扱うことについて同意するものとする。
2. 運営者は、会員が運営者に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、運営者の裁量で、利用及び公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとする。

第4条(本規約等の変更)

運営者は、運営者が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとする。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を運営者ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または会員に通知する。但し、法令上会員の同意が必要となるような内容の変更の場合は、運営者所定の方法で会員の同意を得るものとする。

第5条(入会申込)

本サービスの利用を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつ本施設に来店し、運営者の定める一定の情報を運営者に提供することにより、本サービスの利用の入会を申請することができる。

第6条(入会審査)

1. 運営者は、前条に基づいて入会の可否を判断し、運営者が入会を認める場合にはその旨を入会申請者に通知する。
2. 運営者は、入会申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、入会及び再入会を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとする。
 1. 運営者に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

2. 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 3. 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして運営者が判断した場合
 4. 情報商材、投資の勧誘、競馬予想ギャンブルサイト、詐欺行為、アダルト、政治活動、宗教活動など公序良俗に反する事業内容やその他法律に抵触する可能性のある疑いがある場合
 5. 過去運営者との契約に違反した者またはその関係者であると運営者が判断した場合
 6. その他、入会を適当でないと運営者が判断した場合
3. 入会後において前項の可能性のある事業を行っている疑いが生じた場合には即時利用停止となり契約を解除し退会するものとする。なおこの場合、入会金、利用料等の返金は一切行わない。

第7条（入会手続き）

1. 運営者がお客様の入会を承諾した際には運営者指定の契約書を送付し会員との間に利用権契約を締結する。
2. 本サービスの利用期間は6カ月以上とする。
3. 契約者は運営者が規定する期日までに所定の入会金と利用料を支払うものとする。
4. 入金期日までに入会金等の支払いがない場合には入会の申込が撤回されたものとみなす。
5. 運営者は契約者に対し「犯罪収益移転防止法」に関する住所確認のため、所定の書類（利用案内等）を「転送不要の簡易書留郵便（本人限定）」を使用して契約者の住所に送る。
6. 運営者と契約者との利用契約は運営者から本人確認のための書類（利用案内等）が契約者に到達した日に成立するものとする。

（経済産業省ホームページ内、犯罪による収益移転防止に関する法 [http://www.meti.go.jp/policy/commercial mail receiving/](http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/)）

第8条（入会金・利用料金及び支払方法）

1. 会員は本施設に対し入会時において別途運営者が定め、本施設ウェブサイトに表示する入会金を運営者が指定する支払方法により支払うものとする。入会金は入会時の登録のための手数料として本施設に生じる費用であり、預託金の性質はなく、いかなる理由によっても一度支払われた入会金は返金しない。
2. 会員は一度退会した後に再度入会を希望する場合は、本施設に対してあらたに入会金を支払うものとする。
3. 会員は、本サービス利用の対価として、別途運営者が定め、本施設ウェブサイトに表示する利用料金を、運営者が指定する支払方法により運営者に支払うものとする。
4. 入会金および3か月分の利用料は前納、4カ月目以降は口座振替またはクレジットカード決済とする。なお、月の途中からの利用について1カ月目は日割りとする。
5. 会員資格は自動契約となり、更新日までに会費を支払うものとする。
6. 運営者が定める支払期日に入金確認ができない場合には運営者は該当会員へのサービスを停止することができる。
7. 会員が利用料金の支払を遅滞した場合、登録ユーザーは年14.6%の割合による遅延損害金を運営者に支払うものとする。
8. 下記の内容以外で既納の利用料金の返還はしない。
 1. 天災によりご利用できなくなったとき
 2. 施設運営上の不可抗力でご利用できなくなったとき

9. 本条第3項記載の利用料金が公租公課の増減、諸物価の変更、経済情勢の変動その他の事由により不相当になったときは運営者は利用料金の改定を行うことができるものとする。

第9条（登録事項の変更）

会員は、登録事項に変更があった場合、運営者の定める方法により当該変更事項を遅滞なく運営者に通知するものとし、再審査、許諾をうけなければならない。また変更により本サービスの提供が不適当であると判断された場合、運営者は変更を拒絶または解約の取り扱いとすることができる。

第10条（権利譲渡の禁止）

会員の資格は運営者により承認された会員（法人の場合は代表者）のみに付与されるものとし、いかなる理由があってもこれを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとする。

第11条（郵便物・宅配便等の取り扱い）

1. 運営者は、会員との利用契約に基づき、会員あての郵便物および宅配物（以下「郵便物等」という）を代理受領し、保管、引き渡しを行う。
2. 郵便物等の転送はその申し込みがあった場合に限り、会員との利用契約に基づく郵便物転送先住所及び宛名（以下「転送先」という）に行う。
3. 運営者による郵便物等の保管期間は、運営者が当該郵便物等を受領し、利用者へ到着を知らせた日の翌日から起算して30日間とする。
4. 前項に定める保管期間を経過しても郵便物等の引取が無い場合、運営者は、当該会員に通知した上で郵便物等を有償保管、廃棄することができる。
5. 運営者は、郵便物・宅配物等のうち下記の代理受領は行わないものとする。
 - ・現金書留郵便　・内容証明郵便　・本人限定郵便（不在票のみ受取可）
 - ・特別送達郵便等の特殊取扱郵便物　・代金引換宅配物　・クレジットカード等郵便
 - ・商品券　・金券　・本人確認が必要なもの　・転送不可郵便物
 - ・個人・法人問わず裁判所などその他の機関からの法的効力のある文書
 - ・金融機関からの書留郵便　・植物　・生ものや生き物　・貴金属や宝石類　・危険物
 - ・大きさ(縦、横、高さ)120 cm以上のもの、20 kg以上のもの
 - ・その他、不適当と判断したもの

第12条（本施設の休業日・営業時間）

1. 本施設は、お盆、年末年始及び本施設の維持管理上必要な期間休業とする。
2. 営業時間は、本施設ウェブサイトにて別途表示している通りとする。
3. 台風や雪の悪天候、不可抗力な自然災害等の理由により、営業時間を変更する場合がある。その際も、利用料金の返金等はしないものとする。

第13条（会議室、コワーキングスペースの利用）

1. 会員は別途定められた「コワーキング&シェアオフィス CocoDe 利用規約」に従い、会議室またはコワーキングスペースの利用ができる。
2. 利用時間、利用料金は運営者が別途定めるものとする。

第14条（住所等表記）

会員が提供住所等を印刷物またはインターネット上に表示する場合はその表示方法について運営者の指示に従うものとする。

第 15 条（会員資格の停止及び強制退会処分）

1. 運営者は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前の通知または勧告を要せず当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、または会員としての資格を剥奪して強制退会処分とすることができる。
 1. 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 2. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 3. 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 4. 運営者からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 3 日間以上応答がない場合
 5. DM の返送先や大量のサンプルや商品の返送先とした場合
 6. 犯罪収益移転防止法の規約による住所確認ができない場合
 7. 申し込み時に申請された事業内容以外の事業を無断で行った場合
 8. 情報商材、投資の勧誘、競馬予想ギャンブルサイト、詐欺行為、アダルト、政治活動、宗教活動など公序良俗に反する行為や、入会時の規約と異なる禁止業務に利用した場合、またはその他の犯罪・不法行為があった場合
 9. その他、運営者が本サービスの利用または会員としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、会員は、運営者に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに運営者に対して全ての債務の支払を行わなければならない。
3. 強制退会処分により会員資格を剥奪する場合は、当該会員の届け出た連絡先メールアドレスに宛ててメールで、及び会員の住所に宛てて書面で、強制退会処分の効力発生日（以下本条において「効力発生日」という）を通知して行う。
4. 運営者は、効力発生日をもって当該会員に対する全てのサービスの利用を停止する。
5. 強制退会処分によって当該会員に基本利用料等の未利用分の料金が発生しても、その返金を行わない。
6. 第 3 項に定める通知を受けた会員は、提供住所等をインターネット上、名刺、パンフレット等に記載している場合は、効力発生日までにその全てを削除、破棄しなければならない。尚、会員以外の者が会員の情報として、提供住所等をインターネット上で表記している場合も、当該会員の責任の下で、効力発生日までにその全てを削除、破棄しなければならない。
7. 第 3 項に定める通知を受けた会員は、提供住所を登記に使用している場合は、効力発生日までにその変更もしくは抹消の登記を行わなければならない。
8. 第 6 項及び第 7 項に定める義務が、第 3 項に定める効力発生日までに履行されなかった場合、運営者は、下記金員の合計額を当該元会員に請求することができる。
 1. 効力発生日の翌日から第 6 項及び第 7 項の履行日までの間、当該元会員が本サービス利用を継続していた場合に運営者に対して支払うべき利用料金
 2. 前号の利用料金について、当該元会員が利用を継続していた場合の約定による支払日の翌日から第 6 項及び第 7 項に定める事項の履行日まで年 14.5%の割合による遅延損害金
9. 第 3 項に定める通知を受けた会員の郵便物等は第 11 条第 3 項に定める通り利用者へ到着を知らせた日の翌日から起算し 30 日間保管後、引き取りがない場合、運営者は郵便等を廃棄することができる。

第 16 条（退会・契約解除の手続き）

1. 会員は、本サービスの契約の解約（退会）する場合は、強制退会処分の場合を除き、退会予定日の1ヵ月前までに「解約届」を提出しその旨を申請するものとし、次月分利用料金を支払い退会するものとする。
2. 退会予定の会員は、提供住所等を退会予定日までにインターネット上、名刺、パンフレット等から全て削除、破棄しなければならない。
3. 法人契約の会員は退会予定日までに提供住所の移転登記もしくは抹消登記を行わなければならない。また、移転登記または抹消登記を確認できる履歴事項全部証明書を運営者に提出しなければならない。
4. 退会日後も前各項に定める手続をせず、提供住所等を使用している場合は、運営者は、下記料金の合計額を当該元会員に請求することができる。
 1. 退会日の翌日から前各項に定める手続履行完了日（登記手続については当該登記手続完了後の履歴事項全部証明書の運営者宛提出の日）までの間、当該元会員が本サービスの利用を継続していた場合に運営者に対して支払うべき利用料金
 2. 前号の利用料金について、当該元会員が本サービスの利用を継続していた場合の約定による支払日の翌日から2項ないし3項に定める事項の履行完了日までの利用料金の年14.5%の割合による遅延損害金

第 17 条（違約金）

1. 会員が本規約に違反し、運営者から警告、注意を受けても改善しない場合、運営者は会員に対し、違約金請求できるものとする。
2. 会員が利用契約及び本規約に基づく債務の履行につき不履行の状態にある場合には、運営者は、運営者の判断において、本サービスの一部又は全部の提供を停止（施設内への立ち入りの禁止を含む）することがある。

第 18 条（サービスの停止または中断）

1. 運営者は、以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前通知することなく本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとする。
 1. システム、通信回線等が突発的な事故により停止した場合
 2. 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 3. 本サービスに係るシステムの点検、保守、リニューアル作業を定期的または緊急に行う場合。（ただし、この場合は、運営者は会員へ事前に通知を行う）
 4. 本契約の定めに違反する行為をした場合
 5. その他、運営者が停止または中断を必要と判断する正当な事由がある場合。
 6. 利用オフィス建物の建替えまたは売却等による立退きで利用オフィス建物所有者と運営者との賃貸借契約が解約となり本サービスの運営ができなくなった場合（ただし、この場合は、運営者は会員へ事前に通知を行う）
2. 運営者は、前項に基づき運営者が行った措置に基づき会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第 19 条（個人情報）

1. 運営者は、サービスの履行に際して知り得た個人情報について、第三者に開示及び盗用の禁止又は漏洩、滅失、毀損、改竄の防止、あるいは本契約を遂行する目的以外に利用されないように適切な処置をとる義務を負うものとする。
2. 運営者は利用者の個人情報を、本契約を遂行する目的及び運営者の提供するサービスの向上及び新商品の開発の目的のために限り使用できるものとする。

3. 運営者は、利用者の個人情報等を公務員、弁護士、会計士、税理士等、法律上守秘義務を負うものに対して開示する合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を利用者に報告するものとする。また、捜査機関による捜索、差押その他の強制処分に伴う開示、その他法律上の強制力を伴う回答が義務付けられている開示であり開示に先立つ報告が行えなかった場合には、運営者は開示が可能となった時点で速やかに利用者に報告をするものとする。

第 20 条（守秘義務）

会員が他の会員の秘密情報を知った場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を行い、その開示をした当該会員の許可なくソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のウェブ上、あるいはその他手段の如何によらず、第三者に開示し、漏洩、公開又は利用することはできない。また、これら情報の開示、漏洩、公開及び利用に関する当事者間の紛争について、運営者は一切の責任を負わない。

1. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より運営者の秘密情報の開示を要求された場合は、直ちに運営者に通知するものとし、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができる。また、その場合、利用者は、当該秘密情報の機密性を保持するために最善の努力をするとともに、運営者に対し、当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えるものとする。
2. 会員は、秘密情報について、複製、複写などの行為を行ってはいけない。

第 21 条（反社会勢力の排除）

1. 会員が次に掲げる者（以下「反社会的勢力」という）に該当する場合には、本施設を利用することはできない。また、会員は、本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点、その他法令に違反し、又はそのおそれのある行為を行うための場所として利用することはできない。
 1. 暴力団による不当な行為の防止などに関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団及び指定暴力団連合、集团的又は常習的に違法行為などを行うことを助長するおそれのある団体、及びこれら団体に属している者、その他暴力団排除条例などに基づき暴力団排除の対象とされている団体又は個人、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者
 2. 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、及び該当団体に属している者、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者
 3. 上記(1)(2)の団体に類する団体及び当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロなど企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為などを行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体及び個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引又は関係性を有する者
 4. 風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律第2条第1項に定義する風俗営業及び同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者
 5. 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制などに関する法律に定める犯罪収益など隠匿及び犯罪収益など収受を行い又は行っている疑いのある者又はこれらの者と取引のある者
 6. 貸金業法第24条第3項に規定する取立て制限者又はこれらに類する者又はこれらのいずれかに該当する者を役員、従業員又は親会社その他の関係会社として有する法人

7. 会員は、前項に定める事項に関する運営者による調査に協力するものとし、運営者からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を運営者に提供するものとし、また、利用者は、当該調査のために運営者が提供を受けた会員の情報（個人に関する情報を含むがこれに限らない）を警察などの捜査機関を含む第三者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

第 22 条（地位継承）

運営者は、本契約に基づき有する運営会社としての権利、義務、地位の全部又は一部を第三者に継承させることができるものとし、利用者はこれを予め異議なく承諾するものとする。

第 23 条（協議事項）

本規約に定めのない事項及び利用契約の解釈に疑義を生じたときは、運営者及び会員は、誠意をもって協議し、その解釈にあたるものとする。

第 24 条（禁止事項）

会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に書面により運営者の承諾を得たときは本条を適用しない場合がある。

1. 禁止箇所への立ち入り行為
2. 下駄・スパイク等床を傷つける履物での立ち入り行為
3. 指定場所以外での飲食ならびに喫煙を行う行為
4. 本施設内での火気等の使用及び危険物を持ち込む行為
5. 他の利用者又は本建物利用者等に迷惑を及ぼす音、振動、臭気等を発す行為ならびに物品を持ち込む行為
6. 本施設及び本施設の壁、床、天井、設備、備品等へのテープ、釘、画鋲等を使用する行為
7. 本施設内の通路及び階段、廊下等の共用部分を占有することや物品を置く行為
8. 本施設及び本建物の通路や階段、廊下及び外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等の行為
9. 本施設内へ動物を持ち込む行為（運営者の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬は除く）
10. 本施設及び本建物の設備、器具及び備品等の本建物又は本施設外への持出し行為
11. 本施設内に宿泊、居住又はこれに類する用途で使用する行為
12. 公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者ならびに運営者が不適切と判断する行為
13. 過剰な台数の自動車、二輪車、自転車で来館する行為
14. 運営者、他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
15. コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
16. 運営者の許可なく、本施設及び本建物の増改築、使用目的を変更するような修繕、又はこれに造作を加える行為
17. 虚偽の風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて、運営者及びその関係会社の業務を妨害する行為、ならびにその恐れを有する行為
18. 酩酊状態で本施設及び本建物を利用する行為
19. 運営者が行う事業と類似・競合する事業を行う行為
20. 理由の如何を問わず、本サービスを第三者に利用させる行為
21. 利用者の事業遂行にあたり法令違反となる行為
22. 本施設の品位を損なう行為

23. 本施設又は本建物（本建物共用部を含む、以下同様とする）の他の利用者の迷惑又は事業の妨げになると運営者が判断する行為
24. 本施設又は本建物に損害を及ぼす行為
25. 本施設又は本建物内に汚物・爆発物・引火の恐れのあるもの、その他危険物を持ち込む行為
26. 本施設内において、小売行為、暴力団活動、宗教活動、政治活動、風俗関係事業、公序良俗に反する事業及びこれらに係る活動を行う行為
27. 本施設内の備品、付属品及び調度品を含む改装、変更、専有する行為
28. 運営者の事業の妨げになると運営者が判断する行為
29. 他人名義での電話を架設する行為
30. その他運営者が不適切と判断した行為

第 25 条（損害賠償）

会員又はその使用人、請負人、訪問者、顧客その他利用者の関係者の故意又は過失により、本施設若しくは建物又はそれらの諸造作若しくは諸設備を毀損した場合、あるいは運営者又は他の利用者等の第三者の身体、財産に損害を与えた場合には、会員は直ちにその旨を運営者に通知し、これによって生じた運営者の一切の損害を運営者に対して賠償しなければならない。

第 26 条（免責）

運営者は、次の各号に定める事項により会員が被った損害については何等の責も負わない。

1. 地震、洪水等の天災地変あるいは暴動、労働争議、その他の不可抗力により生じた損害
2. 運営者の故意、過失によらない火災、盗難、諸設備の故障に起因して生じた損害
3. 電気、水道、電話及び電気通信設備、サービスの供給制限又は停止
4. 本施設内の電話、インターネット回線の利用等に起因して生じた利用者の被害
5. 運営者の提供するサービスを通じて生じた利用者の損害で運営者が善意無過失の場合
6. 利用者と他の利用者又は第三者との間に生じた紛争
7. その他、運営者の責に帰す事のできない事由による一切の損害と運営者が判断した場合
8. 過去運営者との契約に違反した者又はその関係者であると運営者が判断した場合
9. 第 10 条に定める措置を受けたことがある場合
10. その他、登録を適当でないと運営者が判断した場合

第 27 条（準拠法）

本規約及びこれに基づく利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法を適用する。以上、利用者は、本規約を遵守するものとし、かつ、公序良俗に反することのないよう、本施設の運営が円滑に行えるように運営者及び本施設管理者、他の利用者と協力し合うものとする。

第 28 条（付則）

1. 本利用規約を令和 7 年 8 月 1 日より施行する。